

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「企業統治は経営の根幹」と位置付け、タイムリーなディスクロージャーを重視し、情報提供の迅速かつ公平性を図るとともに、必要なIR活動を進めるべく努力する所存であります。

企業統治については、「経営者は誰のために経営を成すべきか(企業概念)」、「経営者を誰が、いかに監視すべきか(経営監視)」と考えております。

当社が、長期的に安定した収益を確保し、企業価値を高めていくためには、顧客満足度を高め、より良い製品を社会に提供し、優れた従業員のモラルが必要となります。

当社は、株主の皆様から提供された資本を安全に、正しく、かつ有効に活用し、公正な収益を生み、その企業利益を「株主の皆様」「当社の顧客」「従業員」へ配分すること、つまり、企業のさまざまな利害関係者に共通の企業利益を極大化することに努め、経営の意思決定を行う際には、これらの利害関係者を公平に考慮する企業概念に基づいて経営を行っております。当社は、収益確保や法令遵守は企業の最低限の責任であり、企業の信頼構築と永続的な企業価値創造に向けて、企業に関わるすべての利害関係者を視野に入れながら経済・環境・社会面における社会ニーズを、いち早く独自技術に基づき企業価値創造や新しい市場創出へ結び付けていくために、自主的に取り組むことが「企業の社会的責任を遂行する手段」であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権電子行使の環境作り・招集通知の英訳】

当社は、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳については、海外投資家比率が低いため実施しておりません。今後も機関投資家や海外投資家の持株比率等に留意して、引き続き導入の検討を行ってまいります。

【原則1-4 政策保有株式】

政策保有株式については、当社の企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、事業戦略上の重要性、投資対象会社との事業上の関係などを総合的に勘案し、限定的かつ戦略的に、当該株式の計上額が連結貸借対照表に占める割合が過大でないこと等の条件を満たす範囲で保有していく方針です。定期的な見直しについては、取締役会で毎年、保有の意義や経済合理性等を検証しております。

また、議決権行使については、投資先の経営方針を尊重しつつ、議案ごとに確認して、議決権の行使を判断しております。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示】

当社は、英語での情報開示は、海外投資家比率が低いため実施しておりません。今後も海外投資家の持株比率等に留意して、引き続き導入の検討を行ってまいります。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、各取締役からの提案を随時受け付けており、上程された提案は十分に審議しております。また、その実行に当たっては、経営陣幹部の意思決定を尊重しております。なお、現在業績連動報酬は導入しておりませんが、今後検討してまいります。

【補充原則4-2-1 経営陣報酬制度の設計】

経営陣の報酬については、株主総会で決定された報酬の範囲内で各取締役の職務執行に対する評価、会社業績等を総合的に勘案し、取締役会で報酬額を決定しております。

現在業績連動報酬は導入しておりませんが、健全なインセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後検討してまいります。

【補充原則4-3-2 CEOの選任】

現状、CEOの役職は設けておりませんが、CEOの選任に当たっては、豊富な知識と経験を有し、当社の企業価値向上のためにリーダーシップを発揮し、的確かつ迅速な意思決定能力等を勘案して、代表取締役社長が提案を行います。取締役会では候補者の選任理由等の説明を受け、社外取締役、監査等委員である取締役も交えて慎重に審議いたします。

【補充原則4-3-3 CEOの解任】

CEOの解任に関する具体的な評価基準は定めていませんが、CEOがその機能を十分に発揮していないと認められる場合、取締役が独立社外取締役に対して取締役会に先立ち解任理由等の説明を行い、適切な助言を得たうえで取締役会にて決議いたします。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

当社は、任意の委員会等は設置しておりません。今後、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-10-1 諮問委員会の設置】

当社の独立社外取締役は、取締役会の過半数に達していませんが、任意の委員会等は設置しておりません。取締役会で審議される取締役の報酬や指名に関しては、独立社外取締役(構成員3名中、2名が監査等委員)が検証、意見表明することで独立性、客観性と説明責任は担保されているものと考えております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く構成されております。また、監査等委員には財務・会計に関する適切な知見を有する者として、税理士を2名選任しております。現在、女性や外国人の取締役は選任しておりませんが、各

取締役は経営課題に対応する資質と多様性を備えており、取締役会としての実効性は確保できていると考えております。

【原則5 - 2 . 経営戦略や経営計画の策定・公表】

中期経営計画を策定し、株主宛の年次報告書で売上高のみを開示しております。同計画では営業利益率、経常利益率を経営指標として定めると同時に、毎年取り組むべき研究開発テーマや設備投資・研究開発投資・人材投資の見直しを実施しております。今後、資本コストの把握も行った上で開示を検討していく方針です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会規程及び付議基準を定め、取締役および取締役が実質的に支配する法人との競業取引および利益相反取引、主要な株主との取引について、取締役会での決議を求めています。

【原則2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定拠出個人年金制度(401k)を導入しており、入社時には運用制度の説明を行うなど、従業員に対して教育の機会を提供しています。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

1. 当社は経営理念に「一人ひとりが互いに応じ成長し合うという[互応の精神]のもと、同志の結合をもって、創る技術と使う技術を駆使し、独自技術で社会に貢献すること」を掲げて、「考える力」を持った社員を増やし、「乳化」「重合」「感光」の三つの技術を柱に多種多様な製品を開発し、事業を展開しております。

2. コーポレートガバナンスの基本方針は有価証券報告書にて開示しております。

3. 当社経営幹部・取締役の報酬等は、本報告書の「[取締役報酬関係]報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

4. 経営幹部の選任と取締役・監査等委員である取締役候補者の指名を行うに当たっては、豊富な知識と経験を有し、当社の企業価値向上のためにリーダーシップを発揮し、的確かつ迅速な意思決定能力等を勘案して、代表取締役社長が提案を行います。また、監査等委員である取締役候補者は監査等委員会の同意を得た上で提案を行います。取締役会では候補者の選任理由等の説明を受け、社外取締役、監査等委員である取締役も交えて慎重に審議いたしております。

経営幹部の解任の方針と手続きについては、経営幹部がその機能を十分に発揮していないと認められる場合、独立社外取締役に對して取締役会に先立ち解任理由等の説明を行い、適切な助言を得たうえで取締役会にて決議し、株主総会に付議することといたします。

5. 取締役候補者(監査等委員である取締役を含む)および社外取締役候補者(監査等委員である取締役を含む)の選任理由は株主総会招集通知に記載しております。また、社外取締役及び監査等委員である取締役については本報告書の「[取締役関係]」「[監査等委員会関係]」にも記載しております。経営幹部を解任する場合においても、同様の手続きをいたします。

【補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会規程及び取締役会付議基準を制定し、取締役会自身として何を判断・決定するか明確にしております。当該規程で定められていない事項は経営陣へ委任しております。経営陣は、取引の規模や性質に応じて定めた職務権限規程に基づき、経営を行っております。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

会社法に定める社外取締役の要件、および金融商品取引所が定める独立性基準に従い、独立社外取締役を選任しております。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役は、定款上16名以内と定めておりますが、事業規模を勘案し、監査等委員ではない取締役6名及び監査等委員である取締役3名で構成しております。そのうち、社外取締役は監査等委員ではない取締役1名及び監査等委員である取締役2名としております。

また、取締役の構成としましては、営業・研究・生産・管理の各部門に精通した取締役と、経験豊富な独立社外取締役に構成されております。取締役の選任を行うに当たっては、豊富な知識と経験を有し、当社の企業価値向上のためにリーダーシップを発揮し、的確かつ迅速な意思決定能力等を勘案して、代表取締役社長が提案を行います。取締役会では候補者の選任理由等の説明を受け、社外取締役、監査等委員である取締役も交えて慎重に審議いたしております。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役会の他上場会社の兼任状況】

当社の取締役は、社外取締役を含め当社以外の上場会社を兼任する取締役はおりません。また、そういう事象が発生する場合においては、合理的な範囲内にとどめるようにいたします。各取締役・監査等委員である取締役の兼任状況は、事業報告や有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性分析・評価】

当社は全取締役が、取締役会の構成、運営、議題、体制についての質問票に回答し、その中立性の観点から事務局が取りまとめを行い、取締役会による分析・評価を行っております。その結果、取締役会の実効性は確保されていると評価いたしました。但し、実効性の更なる向上のための課題として、取締役会の構成員の充実と後継者の育成に取り組んでまいります。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役に対するトレーニング方針】

取締役に対し、外部機関が開催するセミナーの紹介等、トレーニング機会に関する情報を提供しております。また、トレーニングに関する費用は、当社が全て負担しております。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

機関投資家からの面談依頼に対して合理的な範囲で応じるとともに、個人株主からの問い合わせについても可能な範囲で対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
互応産業株式会社	1,210,000	19.23
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	361,000	5.74
株式会社京都銀行	300,000	4.77
株式会社三菱UFJ銀行	300,000	4.77
大阪中小企業投資育成株式会社	238,000	3.78
昭栄薬品株式会社	227,000	3.61
京都中央信用金庫	204,200	3.24
藤村春輝	202,300	3.21
互応化学従業員持株会	171,043	2.72
光通信株式会社	165,500	2.63

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡邊 徹	弁護士								○			
田中久喜	税理士								○			
吉田弘文	税理士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊 徹		○	渡邊徹氏は、当社が顧問弁護士契約を締結しております弁護士法人淀屋橋山上合同のパートナーであります。	法律の専門家としての豊富な実績や見識を当社の経営に反映させていただくため、社外取締役に選任しました。なお、当社は同氏がパートナーを務める弁護士法人と顧問弁護士契約を締結しておりますが、その契約による報酬は年間100万円と少額であり、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。また、当社と同氏との間に特別の利害関係はありません。

田中久喜	○	○	田中久喜氏は、当社が税務業務の委託契約を締結しております税理士法人の代表社員であります。	税理士の資格を有しており、税務の専門家としての豊富な知識と豊かな経験を活かして有益な助言・提言を受けております。なお、当社は同氏が代表社員を務める税理士法人と、税務業務の委嘱契約を締結しておりますが、その契約による報酬は年額150万円と少額であり、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。また、当社と同氏との間には当社株式の所有以外特別の利害関係はございません。
吉田弘文	○	○	—	税理士の資格を有しており、税務の専門家としての豊富な知識と豊かな経験を活かして有益な助言・提言を受けております。なお、同氏は独立役員としての要件を充たしているため、独立役員に指定しております。また、当社と同氏との間に特別の利害関係はございません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査室は、監査等委員会との協議により監査等委員会の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告する。監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、監査等委員である取締役以外の取締役、監査室長等の指揮命令を受けない。

当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は監査法人グラヴィタスと監査契約を締結し、監査法人は公平普遍の立場で監査を実施しております。

監査等委員である取締役は、期初に監査計画の説明を受けるとともに、各四半期に監査結果報告を受けております。

また、必要に応じて情報交換を行い、相互に連携を図っております。

社長直轄の独立した監査室(1名)が、監査等委員である取締役との協力関係の下、会計及び各部門の業務遂行状況についての監査を計画的に実施し、各組織が内部規程・法令遵守・リスク防止に努め、その状況を定期的に検証する体系的仕組みを整備しております。

内部監査の計画・結果は監査等委員会(社外取締役2名を含む)及び取締役会(社外取締役1名を含む)に報告することとしており、監査等委員である取締役及び社外取締役においても進捗状況を点検・牽制する等、連携し監査機能の強化を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員は全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は現在のところ取締役へのインセンティブ付与は行っておりません。

取締役の報酬は委任契約の報酬、提供する労務の対価という性質のもので、現在の変化の激しい経営環境の下では取締役報酬を業績に連動させることが、必ずしも取締役の職務への精励を促すことになるとはいい切れないと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2021年3月期に取締役5名へ支給した報酬等の金額は102百万円(うち、社外取締役1名へ支給した報酬等の金額は5百万円)、監査等委員である取締役4名へ支給した報酬等の金額は14百万円(うち、社外監査等委員3名へ支給した報酬等の金額は8百万円)であります。

なお、上記記載の取締役へ支給した報酬等の金額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まれておりません。

また、上記記載の取締役へ支給した報酬等の金額には、2020年6月26日付で退任しました取締役(監査等委員) 竹原重光氏を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等につきましては、2021年2月10日開催の取締役会において、その報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めております。

取締役の報酬等の基本方針としては、代表取締役社長 藤村春輝 がその報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を監査等委員会の助言を得て取締役会に付議し決定することとしております。

1. 取締役の報酬等

取締役の基本報酬は、固定報酬と賞与の合計とし、株主総会の決議をもって総額の上限を定めており、その範囲内で「取締役会規程」「役員規程」に基づき、取締役会にて会社の業績と個人ごとに貢献度等を考慮し「役員報酬級号表」に照らして報酬額を決定しております。退職慰労金につきましては、「役員退職慰労金規則」に照らして退職慰労金を決定しております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、各規程及び決定方針との整合性を含めて算定した原案が提示及び検討されていることから、取締役会も基本的に決定方針に沿ったものであると判断しております。

2. 監査等委員の報酬等

監査等委員の基本報酬は、固定報酬と賞与の合計とし、株主総会の決議をもって総額の上限を定め、その範囲内で「監査等委員会規程」「役員規程」に基づき、監査等委員の協議をもって会社の業績と個人ごとに貢献度等を考慮し報酬額を決定しております。退職慰労金につきましては、「役員退職慰労金規則」に照らして退職慰労金を決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

当社は専従スタッフの配置はいたしておりませんが、必要に応じて監査室・管理部門が適宜対応しております。また、事務局が取締役会開催の都度、事前に資料配付を行い必要に応じて説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

企業統治の体制

当社の企業統治の体制については、監査等委員会設置会社を採用しており、取締役会と監査等委員会により業務執行の監視及び監督を行い、経営上の重要な事項についての意思決定を取締役会が行っております。

当社がこのような体制を採用している理由は、監査等委員である取締役(社外取締役2名と含む)が取締役会の議決権を保有することで取締役会の監視・監査機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るためであります。

当社の監視機構は、1. 取締役会、2. 監査等委員会、3. 監査室、4. 会計監査人、5. 社外取締役、6. 顧問税理士・弁護士であります。

1. 取締役会

取締役会は業務の意思決定、業務執行だけでなく、取締役による職務執行に対する監督を行い、業務を適法にかつ定款と経営方針に従い執行しているか等の監視機能の双方を果たしております。

取締役会は、議長を務める代表取締役社長 藤村春輝、代表取締役副社長である 福島泰人、常務取締役である三宅得山、古川輝雄、取締役である松村正人、渡邊 徹(社外取締役)の6名と監査等委員である取締役 西川憲一、田中久喜(社外取締役)、吉田弘文(社外取締役)の3名による計9名で構成されております。

取締役会は毎月1回開催しており、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催しております。

取締役会では、付議事項の審議及び重要な報告がされ、活発な議論が交わされ、合議制により迅速な意思決定がなされております。

2. 監査等委員会

監査等委員会は監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、各監査等委員は監査等委員会が定めた監査の方針、業務分担等に従い、取締役会における議決権の行使や業務、財産の状況の調査等を通し取締役の職務遂行の監視、監査を行っております。

監査等委員会は月1回開催することとし、必要に応じ臨時の監査等委員会を適宜開催しております。

会計監査人からも適宜会計監査の報告を受け、情報交換を行っております。

3. 監査室

社長直轄の独立した監査室(1名)が、監査等委員会及び社外取締役との協力関係のもと、会計及び各部門の業務遂行状況についての監査並びに金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制についての監査を計画的に実施し、各組織が内部規程、法令の遵守や、リスク予防に努め、その状況を定期的に検証する体系的仕組みを整備しております。内部監査の計画・結果は監査等委員会(社外取締役2名を含む)及び取締役会(社外取締役3名を含む)に報告することとしており、監査等委員会及び社外取締役においても進捗状態を点検・牽制する等、連携し監査機能の強化を図っております。

4. 会計監査人

第三者としての立場から財務諸表監査を実施し、監査結果の報告を受け意見交換、改善の提言を受けております。また、会計監査人は監査等委員会(社外取締役2名を含む)に対し監査結果を報告するとともに情報交換を行っております。

なお、業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名は以下の通りであります。

公認会計士の氏名等	所属する監査法人名	継続監査年数
指定社員・業務執行社員 藤本良治氏	監査法人グラヴィタス	3年
指定社員・業務執行社員 飯田一紀氏	監査法人グラヴィタス	6年

同監査法人は、公認会計士法上の規制開始及び日本公認会計士協会の自主規制実施に先立ち自主的に業務執行社員の交替制度を導入しております。

また、監査補助者の構成は、公認会計士3名、その他7名であります。

当社の監査法人グラヴィタスへの公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規程する業務に基づく報酬等は200万円であり、当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は200万円であります。

5. 社外取締役

当社の社外取締役は3名、うち監査等委員である取締役は2名であります。

社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)である渡邊徹氏との関係は、同氏がパートナーを務める弁護士法人と当社が顧問弁護士契約を締結しておりますが、その契約による報酬は年間1,000千円と少額であり、当社と同氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。監査等委員である社外取締役田中久喜氏との関係は、同氏が代表社員を務める税理士法人と当社が税務業務の委嘱契約を締結しておりますが、その契約による報酬は年間1,500千円と少額であり、当社と同氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。監査等委員である社外取締役吉田弘文氏との関係は、当社と同氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。

当社においては、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針を明確に定めたものではありませんが、独立役員の選任にあたっては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準や、日本取締役協会が作成した「取締役会規則における独立取締役の選任基準(モデル)」等を参考にしております。

社外取締役は、客観的・中立的な独立した立場で、取締役会、他重要な会議に出席し積極的に発言し意見を述べております。社外取締役である渡邊徹氏は、主に弁護士として専門的見地から、監査等委員である社外取締役田中久喜及び吉田弘文は、主に税理士として専門的見地から多岐にわたり意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。その他、取締役会からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧・検証を通じ、取締役会の意思決定の過程、取締役の業務執行状況について監査を行っており、経営監視機能を発揮しております。

また、社外取締役は全員独立役員として指定しております。

6. 顧問税理士・弁護士

それぞれ顧問契約を行い、必要に応じアドバイスを受けております。

役員賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、役員等の被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査等委員である取締役(社外取締役2名を含む)が取締役会の議決権を保有することで取締役会の監視・監査機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの強化を図る目的として現状の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	主に第4週目の金曜日としております。但し、該当日が月末の場合は第3週目の金曜日としております。しかし、第3週目の金曜日が資料等の作成の都合により難しい場合、第4週目の金曜日もしくはそれ以前の他の曜日になる場合もあります。
その他	株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化を図るため、招集通知を当社のホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページにおいて決算情報、製品情報、採用情報等を掲示しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	株主、従業員、取引先、地域社会等、さまざまな利害関係者を公平に考慮する経営に努めております。また、従業員の採用や昇格におきましては、男女の区別無く公平に審査するように努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社及び子会社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス規程に基づき、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。また、その徹底を図るため、当社の管理部門においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査部門は、当社の管理部門と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報制度規程により、不正行為等の早期発見と是正を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役は、文書取扱規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社の対応は当社の管理部門が行うものとする。新たに生じたリスクについては当社の取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。
4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、取締役会の決定に基づく業務執行について組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者とその責任及び執行手続について定め全社的な業務の効率的運営及び責任体制を構築する。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制
当社の子会社の経営管理については、関係会社管理規程に基づきその業務遂行状況を把握し管理を行う。
子会社に関する管理業務は当社の管理部門が統括し、横断的な管理を行うものとする。
当社は、子会社にその営業成績、財務状況、その他の重要な事項について当社への定期的な報告を義務付け、必要に応じて主管部門が確認・指導する。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び当該取締役及び使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
監査室は、監査等委員会との協議により監査等委員会の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告する。監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、監査等委員である取締役以外の取締役、監査室長等の指揮命令を受けない。
当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。
7. 当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社グループ経営に重大な影響を及ぼす事態が発生したまたは発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法または不正な行為を発見したとき、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会へ速やかに適切な報告を行う。
8. 監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社及び子会社において、監査等委員会に上記7の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不当な取扱いを受けることがないよう、内部通報制度規程など諸規程を整備し、通報者の保護を図る。
9. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
11. 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制
管理部門及び監査室は、当社の財務報告の信頼性を確保し、金融庁より2006年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築する。
なお、体制構築及び制度の運用に際しては管理部門担当取締役を責任者とするチームを組織し、全社横断的な各部門の協力体制により行うものとする。
また、取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況運用状況を監視する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

管理部門を統括部署とし、各事業所に不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力からの利益供与や民事介入等の不当要求に屈しない体制を構築する。
所轄警察署、警察本部組織防犯対策室、顧問弁護士等の外部専門機関と連携し協力を得て、反社会的勢力に対する体制を整備する。
また、当社は京都地区企業防衛対策協議会に所属しており、指導を受けるとともに情報の共有化を図り、必要に応じて管理部門から不良情報等を発信・報告することにより関係各部署において対応策を検討、当社全体で反社会的勢力に対して有効かつ迅速な対処を図っていく。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について、重要な会社情報は管理部門を通して情報取扱責任者である管理部門長へ報告する体制になっております。管理部門長は入手した情報を適時開示規則に基づき開示の要否を検討し、開示が必要と判断した場合は速やかに取締役会にて決議を行い、遅滞無く開示するよう努めております。

また、情報の伝達等につきましては、インサイダー取引の防止、情報漏洩の防止から業務上必要な最低限の範囲にとどめております。

